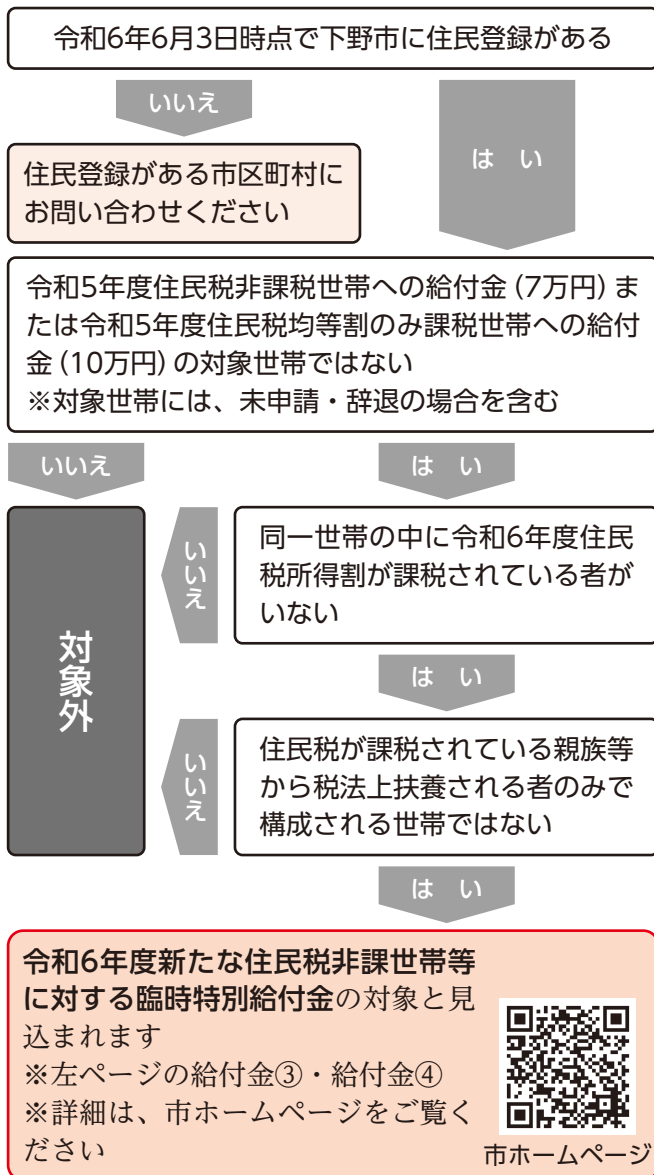
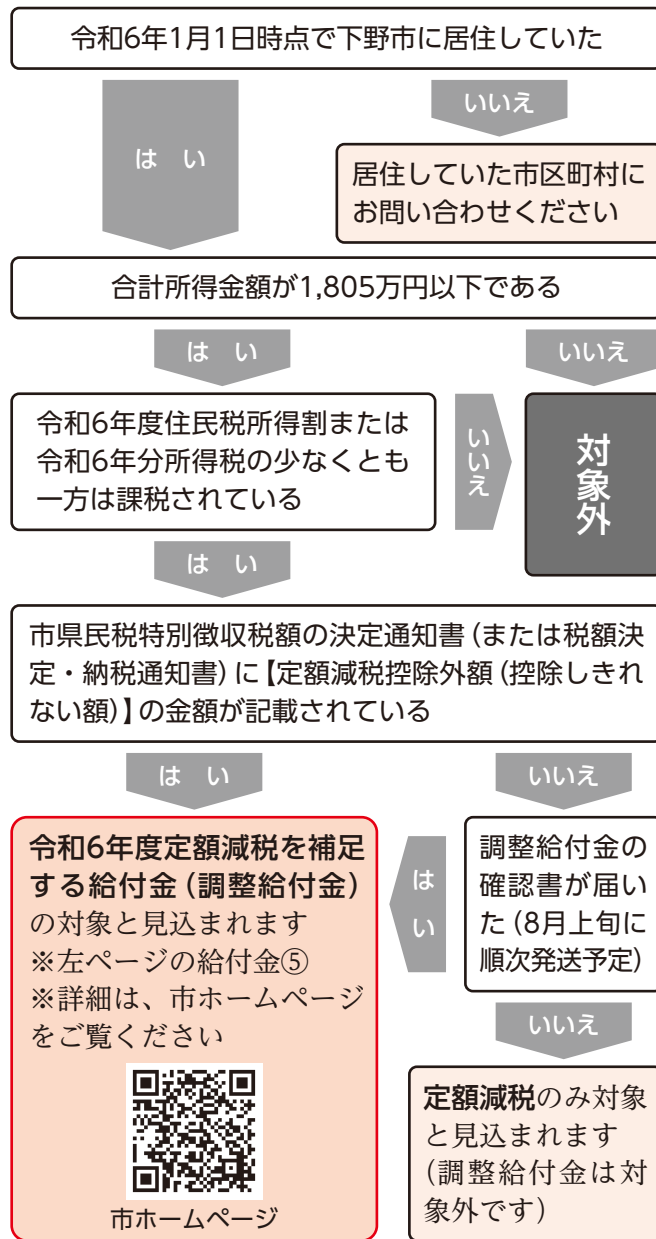


給付金支給対象確認フローチャート

令和6年度新たな住民税非課税世帯等に対する給付金



令和6年度定額減税を補足する給付金(調整給付金)



【通知書の記載箇所】※給与からの特別徴収の場合
市県民税特別徴収税額の決定通知書

【定額減税控除外額(控除しきれない額)】
(市町村)●●●円 (道府県)●●●円

控除しきれない額として金額が記載されている(0円ではない)方が調整給付金の対象です。
※普通徴収等の場合は、税額決定・納税通知書の2枚目、課税明細書の下部に金額が記載されています。

給与所得等に係る市県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書

給与収入 (給与所得(市町 村税額控除後))	主たる給与以外 の合算所得区分	課税所得③ 山林所得
その他の所得計	総所得金額①	分離短期譲渡 所得
		分離長期譲渡 所得
		株式等の譲渡 所得
		上場株式等の配当等 所得
		先物取引
雑収入 雑所得	障害・寡・ひ・勤 労者特別 所得控除合計②	控除額
社会保険料 負担額		
国民健康保険料		
国民年金保険料		
国民生活保障料		
その他		
控除額		

ここに記載されています

■問い合わせ先 ※電話では、個人情報となる課税情報等に関する問い合わせについては、回答できません。

給付金の申請・支給について 社会福祉課 ☎(32) 8899

個人住民税の定額減税について 税務課 ☎(32) 8891